一七四　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件　一二　三

一七五　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件　一二　三

一七六　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件　一二　三

一七七　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件　一二　三

一七八　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　一二　四

一七九　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　一二　四

一八〇　基幹放送普及計画の一部を変更する件　一二　85　二

一八一　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　一二　85　三

一八二　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　一二　85　四

一八三　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件　一二　85　四

一八四　周波数割当計画の一部を変更する件　一二　85　四

一八五　社会生活基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　一二　85　五

一八六　国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第四条第一項及び第二項の規定に基づき対象政党事務所等を指定する件　一四　二

一八七　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律第三条第一項の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件の一部を改正する件　二〇　三

一八八　無線機器型式検定に合格した機器の件　二五　二

一八九　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　二

一九〇　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　三

一九一　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　三

一九二　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　二六　三

一九三　放送法第百五十条の三第一項各号の有料放送の役務を指定する件　二六　三

一九四　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　二六　96　六

一九五　特定国外派遣組織を指定する件　二七　二

一九六　行政不服審査法施行令第十二条第二項第二号の規定に基づき、行政不服審査法第三十八条第四項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件　二八　二

一九七　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業の指定の件　二八　二

一九八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八　98　三五

一九九　政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件　二八　98　三六

二〇〇　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二八　98　三六

二〇一　離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件　二五　二

一六　総務省、農林水産省、国土交通省

一　**総務省、経済産業省**
経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件　一八　90　二

二　経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件　一八　90　四一

総務省、経済産業省、国土交通省

一　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　一　77　二七

三　**総務省、国土交通省**
空家等対策の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針を変更する件　一　77　二七

一　**行政不服審査会**
行政不服審査法施行令第二十三条において読み替えて準用する第十二条第二項第二号の規定に基づき、行政不服審査法第七十八条第四項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件　二八　二

七　**中央選挙管理会**
衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件　一二　四

八　衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件　一二　四